

各高齢者施設等の長 様

(福島市、郡山市及びいわき市所在の施設等を除く)

福島県保健福祉部長

(公印省略)

高齢者施設等における事故等に係る報告様式の改正について(通知)

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。

高齢者施設等における事故報告については、令和2年4月1日付け2生福第101号により報告いただいているところですが、この度、事故報告様式を改正しますのでお知らせします。今後は、改正後の報告様式により、下記のとおり提出して下さるようお願いいたします。

なお、報告書様式については、高齢福祉課ホームページに掲載しております。

(URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/koureizikohoukoku.html>)

記

1 報告対象施設(福島市、郡山市及びいわき市所在の施設等を除く)

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設、認知症グループホーム、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護施設、複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護医療院

2 事故等の報告について

(1) 報告の対象とする事故等の内容

ア 入所者(利用者を含む。以下同じ。)の事故による死亡

イ 入所者の誤嚥による死亡

ウ 入所者のその他の理由による死亡

エ 入所者の誤嚥による負傷

オ 入所者の骨折による負傷(入院若しくは1箇月以上の通院が必要となるもの又は要介護度が変わるもの)

カ 入所者のその他の理由による負傷(入院若しくは1箇月以上の通院が必要となるもの又は要介護度が変わるもの)

キ 入所者の誤薬(医師の処方どおりでない薬の服用・投与が行われた場合)

- ク 職員の法令違反・不祥事等
- ケ 火災の発生
- コ 地震、津波、台風等の天災による被害
- サ 入所者の長時間の所在不明(概ね24時間経過しても発見できない場合等)
- シ 入所者間または職員の暴行等による入所者の死傷
- ス その他アからシまでに準ずる重要な事項(判断に迷う場合は所管の保健福祉事務所又は高齢福祉課へご相談ください。)

(2) 提出書類

別紙様式第1号「事故報告書」

(3) 留意事項

ア 第1報は、事故発生後速やか(5日以内を目安)に、様式第1号の1から6の項目を可能な限り記載して報告すること。

イ 最終報告は、事故の原因分析や再発防止策等を講じた上で、事故発生から1か月以内に様式第1号の7及び8の項目を追記して提出すること。

ウ 報告書の提出に当たっては、押印不要とする。

3 感染症等の報告について

※感染症等が発生した時点で、所管の保健福祉事務所へご相談ください。

(1) 報告を対象とする内容

① 新型コロナウイルス以外の感染症で、次のいずれかに該当した場合

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

② 新型コロナウイルス感染症が発生した場合(1名以上発生した場合)

(2) 提出書類

ア 別紙様式第2号による感染症等発生報告書

イ 別紙様式第3号による感染症等終息報告書

4 提出先

所管の保健福祉事務所保健福祉課